

共済 NEWS

公告広報

No. 121

公 告

平成25年三職共公告第2号

平成25年度における任意継続掛金の算定の標準となる平均給料について

地方公務員等共済組合法施行令第48条第3項第2号の規定による平均給料は、次のとおりであるのでこれを公告する。

記

321,000円

平成25年1月9日
三重県市町村職員共済組合
理事長 西田 健

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市万町津173 三重市町村会館内
発行人	北 恭一郎
電話	(059)-228-2938